

## 議案第 28 号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

### 提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う認定事務及び建築基準法第 12 条第 8 項に規定する台帳の記載事項証明事務を行うための手数料の徴収について必要な事項を定めるとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の46の項中「第11条の4第1項」の次に「（同項第7号及び第8号を除く。）」を、「建築計画概要書等」の次に「（建築計画概要書又は築造計画概要書にあつては、当該計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）」を加え、同項を同表の47の項とし、同表中45の項を46の項とし、44の項の次に次の1項を加える。

45	法第12条第8項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付	800円
----	--------------------------------	------

別表第4の1の項中「又は」を「若しくは」に改め、「第62条の3第4項第14号ハ」の次に「又は第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ」を加え、同表の2の項中「又は」を「若しくは」に改め、「第62条の3第4項第15号ニ」の次に「又は第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を加える。

別表第7の1の項(1)ウ中「床面積」の次に「（住宅用途を含む建築物にあつては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。）」を加え、同項(2)ウ中「共同住宅」の次に「（市長が別に定める算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」を加える。

別表第9の3の項(1)イ(ア)中「床面積」の次に「（住宅用途を含む建築物にあつては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。以下この項、5の項及び7の項において同じ。）」を加え、同表の7の項(3)中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和2

年4月1日から施行する。